

交企第 96 号
平成 30 年 1 月 15 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

安全運転管理者選任事業所における安全運転管理に対する指導要
領の制定について（通達）

安全運転管理者選任事業所における安全運転管理に対する指導については「安全運転管理者選任事業所における安全運転管理に対する指導の強化徹底について」（平成 12 年 12 月 22 日付け交企発第 487 号ほか。以下「旧通達」という。）により運用しているところ、このたび、運用の見直しを行い、新たに別添のとおり「安全運転管理者選任事業所における安全運転管理に対する指導要領」を定め、平成 30 年 1 月 15 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

安全運転管理者選任事業所における安全運転管理に対する指導要領

1 基本的な考え方

安全運転管理者制度は、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）による事業所の安全運転管理の適正を期し、交通事故の防止を図ることを目的としており、安全運転管理者等がそれぞれの事業所において、自動車の安全な運転を確保するため、交通安全教育や安全運転管理業務を適正かつ効果的に遂行することによって、その目的の達成が図られるものである。

車社会において、企業、官公署等あらゆる業種の活動に自動車の使用は不可欠であり、選任・届出されている安全運転管理者等も相当数に及んでいるが、この安全運転管理者等の管理の下に置かれる事業所運転者及び使用車両も膨大な数に上っており、これらに対する安全運転管理が適正に行われることにより、事業所運転者の交通安全意識の高揚が図られるほか、これを核として一般運転者に対しても効果を拡張させることとなり、交通事故防止上の大きな成果が期待される場所である。

そして、この制度の目的を達成するためには、安全運転管理者等に対して、効果的かつ積極的な活動を促進するための指導が特に重要である。

2 事業所訪問指導の実施

次の区分により、警察官が事業所を訪問して、安全運転管理者選任事業所訪問指導結果報告書（別記様式1）に記載の安全運転管理状況チェックポイントにより安全運転管理者等による安全運転管理の実態を把握し、その適正な業務のあり方について指導及び助言を行うとともに、安全運転管理の重要性について理解を深めさせること。

また、訪問指導を実施した際は、同報告書により交通部交通企画課を經由して警察本部長へ報告すること。

(1) 一般訪問指導

ア 対象事業所

新たに安全運転管理者を選任した事業所（単に安全運転管理者が交替した事業所を除く。）

イ 実施時期

安全運転管理者選任届出受理後3か月以内

ウ 指導事項等

安全運転管理者制度を理解させ、安全運転管理者が実施すべき安全運転管理業務（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第2項に規定する業務）の取組状況を点検し、適正な安全運転管理の体制、方法等について指導すること。

(2) 特別訪問指導

ア 対象事業所

次の重大交通事故が発生した場合において、その第1当事者が勤務する事業所

なお、県内の他警察署管内の事業所の運転者を第1当事者とする重大交通事故が発生した場合は、安全運転管理者選任事業所に対する特別訪問指導対象重大交通事故の通報（別記様式2）により交通部交通企画課を通じ該当警察署へ通報すること。

- ・交通死亡事故
- ・ひき逃げ交通事故
- ・重大な過失による交通事故（飲酒、過労、無免許又は過積載運転による交通事故）
- ・その他不適正な安全運転管理に起因すると認められる特異交通事故

イ 実施時期

重大交通事故発生後又は通報受理後1週間以内

ウ 指導事項等

一般訪問指導時における指導事項に加え、特別訪問指導の理由となった重大交通事故が発生するに至った安全運転管理上の問題点及び再発防止対策について指導すること。

3 未選任事業所の一掃

自動車の使用者は、規定台数以上の自動車の使用の本拠地ごとに、安全運転管理者等を選任し、使用の本拠地を管轄する公安委員会へ届出を行う義務が課せられているが、この選任・届出を怠っている使用者（以下「未選任事業所」という。）の発見に努め、安全運転管理者等を選任・届出させて安全運転管理体制を確立するよう指導すること。

(1) 未選任事業所の発見要領

ア 警察署の受持区ごとに安全運転管理者選任事業所名簿を作成し、地域警察活動を通じて未選任事業所の発見に努めること。

イ 交通事故及び交通違反の捜査を通じて未選任事業所の発見に努めること。

ウ 安全運転管理に関する組織及び団体（以下「安全運転に関する組織等」という。）からの未選任事業所に関する情報の収集と掘り下げ調査を行うこと。

エ 事業所訪問指導時等において、使用車両台数と安全運転管理者等選任数とを照合すること。

(2) 未選任事業所発見時の措置

未選任事業所を発見した場合は、次により措置すること。

ア 選任・届出を怠っている理由を調査し、安全運転管理者等の選任・届

出について（別記様式3）を自動車の使用者（事業主）に交付するとともに、安全運転管理者等の選任要件及び届出手続を指導すること。

イ アの措置後、15日を経過してもなお選任・届出をしない場合は、出頭を求め厳重に警告の上、選任・届出を行わせること。この場合、特に悪質と認められる者については検挙措置を執ること。

ウ 届出を受理した時は、その場で届出書記載事項及び添付書類を点検するとともに、被選任者の地位や安全運転管理業務に必要な権限の有無等を調査し、形式的又は名目的な選任とならないよう指導すること。

4 関係機関との連携

安全運転管理に関する組織等に対する積極的な交通関係情報の提供と指導及び助言によりその活性化を図るとともに、同団体と連携した事業所訪問指導や交通安全活動を実施し、安全運転管理者等の安全運転管理能力の向上を図ること。

5 自主的な交通安全活動の促進指導

安全運転管理に関する組織等と連携し、事業所ごとに、安全運転管理者等の指導の下に自主的な交通安全活動を実施する青年部組織の設置を働き掛け、事業所の社会責任の一端として、青年部を中心とした事業所を地域の交通安全活動に積極的に参加させるよう促進すること。

6 留意事項

(1) 事業所訪問指導は、安全運転管理者等に対し安全運転管理について必要な指導及び助言を行う任意の活動であるが、適正な安全運転管理が交通事故防止につながり、ひいては事業所の利益にもつながるものであることを事業主及び安全運転管理者等に周知して理解及び協力を得るとともに、強制にわたるような印象を与えたり、安全運転管理とは直接関わりのない分野へ立ち入ることのないように配慮すること。

(2) 事業所における安全運転管理の適否は、安全運転管理者等の能力及び事業主の安全運転管理に対する意識に左右されることから、事業所訪問活動や事業主を対象とした講習会等を通じ交通情勢や安全運転管理の重要性等について事業主の理解を深めること。

(3) 安全運転管理に関する組織等及び事業所における自主的な交通安全活動が積極的にかつ効果的に実施されるよう、市町村、地区交通安全協会、自治会等との連携強化を促進すること。

附 則（平成30年1月15日付け交企第96号）

この要領は、平成30年1月15日から運用する。

※別記様式省略